



## 日本の外資企業のモンゴルにおける事業活動の法的環境

### 1. 外資企業の法的環境

#### 1.1. 外資企業の設立

##### 1.1.1. 関連法令

モンゴルにおいて外国企業を設立する場合、以下の法令が適用されます。

- 民法
- 会社法
- 投資法
- 法人登記法

##### 1.1.2. 外資企業（FIE）の設立要件

- ✓ 会社の総株式の25%以上を外国籍の個人、または外国法人が保有すること。
- ✓ 外国人投資家1人あたりの最低出資額は100,000米ドルである。ただし、現在、投資法の改正案が審議されており、現行の法案ではこの10万米ドルの出資要件は撤廃されている。

##### 1.1.3. 外資企業（FIE）の設立手続き

設立手続きの流れは以下の通りです。

- a. 株主総会決議、定款、株主間契約などの必要書類の作成および承認
- b. 当該書類に対する、日本における公証人役場または外務省でのアポスティーユ認証の取得
- c. モンゴル国内の取引銀行における仮口座の開設
- d. 海外からの投資資金の送金
- e. オフィス物件の選定、および貸主とのオフィス賃貸借契約の締結
- f. 国家登録庁（法人登録局）への全書類の提出
- g. 法人の登記簿謄本および定款の受領
- h. 社印の作成および受領
- i. 銀行の仮口座から本口座への切り替え。この際、任命された代表取締役（執行役員）がモンゴルへ直接赴き、モンゴルの公証人役場にて署名認証を行った上で、銀行支店に行き、署名手続きを行う。インターネットバンキングを開ける。
- j. 税務署および社会保険庁への登録、ならびに納税者番号および社会保険番号の取得

法人設立後、以下の変更登記も頻繁に行われます。

- 株式の譲渡・売却
- 住所の変更
- 資本金の増資



- 取締役会の設置、代表取締役（執行役員）の変更
- 新規銀行口座の開設など

1.1.4. 駐在員事務所および支店の登録ならびに留意事項

	外資企業(会社)	駐在員事務所	恒久的施設 PE
営業	営利目的事業の各種類	非営利目的であり、市場調査、情報収集等	営利目的事業の各種類を行う。 しかし、特定の期間限定プロジェクトの遂行に限る
期間	無期限	2年間（更新可能）	プロジェクト契約期間に準ずる（更新可能）
登記所	国家登録庁（General Authority for State Registration）	国家登録庁（国際 NGO の事務所の場合は出入国在留管理庁）	国家税務総局（General Taxation Authority）
登記手続きの混乱性	定められた書式や手順に従うため、比較的円滑に進む。	銀行口座の開設が必須ではないため、LLC 設立に比べると容易である。	支店長を納税者として登録後、電子納税システム（etax.mta.mn）を通じて申請し、書類を原本提出する。システムの不具合等により遅延が生じる場合がある。
登記にかかる期間	平均 2～3 ヶ月。大企業の場合は意思決定に時間を要し、4～6 ヶ月かかることもある。	平均 1～2 ヶ月。大企業の場合は 3～5 ヶ月程度。	プロジェクト契約締結後、平均 1 ヶ月以内。
申告する税務	法人所得税、個人所得税、消費税（VAT）	個人所得税	法人所得税、個人所得税、消費税（VAT）
社会保険	従業員を雇用する場合、毎月の社会保険料申告が義務付けられる。	従業員を雇用する場合、毎月の社会保険料申告が義務付けられる。	従業員を雇用する場合、毎月の社会保険料申告が義務付けられる。
銀行口座	開設必須	任意（必須ではない）	開設必須

1.1.5. 留意点



- ✓ **アポストリーユ認証の義務化：** モンゴルの国家機関へ株主決議書や親会社の情報（履歴証明書、定款など）を提出する際、アポストリーユ認証が必須となっている。
- ✓ **個人株主の手続きに関する例外と注意点：** 株主が外国籍の個人であり、モンゴル滞在中に株主決議を行い署名した場合、パスポートの入国スタンプがあるページを提示することで、モンゴル国内で作成された文書であることを証明できる。また、個人の株主は在日モンゴル大使館を通じて委任状を送付することも可能である。これにより、アポストリーユ認証なしで直接国家登録庁へ書類を提出できる。
- ✓ **銀行口座開設と実質的支配者（UBO）の証明：** 銀行口座を開設するためには、銀行に株主情報を提供し、実質的支配者の登録および証明を行う必要がある。日本の会社の登記簿謄本や定款には、取締役や監査役の情報は記載されているが、株主情報は記載されていない。そのため、株主名簿の追加提出が求められる。また、実質的支配者の登録を行うために、銀行から親会社の定款や登記簿謄本の提出が要求される。
- ✓ **登記期限と罰則：** 株主（または親会社）の決議が行われてから 15 営業日以内に登記を行う必要がある。15 営業日を超過した場合、軽犯罪法に基づき罰金が科せられる。
- ✓ **恒久的（PE）設立時の要件：** 支店を登録する場合、モンゴル領土内で収益を得ることを証明するプロジェクト契約書や、開始時財務諸表の提出が必須となる。プロジェクト契約の締結には多大な時間を要することが多いため、支店の登記が当初の計画より遅れるケースが少なくない。

## 1.2. 株主、役員

外資企業の株主、取締役、執行役員または駐在員事務の所長、恒久的施設（P E）の代表者については、特別な法的関係が発生する。

### 1.2.1. 関連法令

- 外国人の法的地位に関する法律
- 社会保険法
- 個人所得税法
- 2021 年政府第 192 号政令別紙「モンゴル国ビザ発給規程」

### 1.2.2. ビザ及び在留許可

- a. 投資家及び会社の役員向けに「B1」というビザがあり、1つの外資企業につき、最大3名までの外国人がB1ビザを取得することができる。
- b. ビザ取得後は在留許可を取得する必要があり、モンゴル国に入国してから21日以内にこれを取すべき。また、有効期限が満了する前に更新する必要がある。

### 1.2.3. 個人所得税



	居住者納税者	非居住者納税者
基準	1年間にモンゴル国内に180日以上滞在する場合	1年間にモンゴル国内に180日未満しか滞在しない場合
納税申告義務	全世界所得についてモンゴルにおいて納税申告を行う義務を負う。	モンゴル国内で得た所得、またはモンゴルを源泉とする所得のみをモンゴルにおいて申告する。
税率	10%	20%
投資家、株主または代表取締役が、モンゴル所在の外国投資企業から直接的に給与や報酬を受領する場合	会社が10%の個人所得税を源泉徴収し、税務当局へ申告・納付する。	会社が20%の個人所得税を源泉徴収し、税務当局へ申告・納付する。
モンゴルの外資企業から給与・報酬の支給を受けない場合	国外で得た所得を自己申告し、10%の個人所得税を支払う。	税金を支払わない。
株主の配当金	外資企業は、配当金から10%の税金を源泉徴収する。	外資企業は、配当金から20%の税金を源泉徴収する。
預金利子所得	銀行は10%を源泉徴収して納付する。	銀行は20%を源泉徴収して納付する。

#### 1.2.4. 社会保険

	居住者	非居住者
外国投資企業から直接的に給与・報酬を受領する場合	社会保険料を納付する。	社会保険料を納付する。
単発業務に対する報酬（業務委託料・請負報酬等）	取扱いが明確ではない。原則として社会保険料の対象と理解されているが、実務的に支払わないケースが多い。社会保険法の改正により対象外となる可能性がある。	取扱いが明確ではない。原則として社会保険料の対象と理解されているが、実務的に支払わないケースが多い。社会保険法の改正により対象外となる可能性がある。
率		
配当金	社会保険料を納付しない。	社会保険料を納付しない。



### 1.2.5. 留意事項

- ✓ 株主または代表取締役が、外国における親会社からのみ給与を受領している場合には、原則としてモンゴル国内で税金を支払う義務は生じない。しかしながら、モンゴル国内におけるホテル宿泊費、航空券代、生活費等をモンゴルにおける外資企業が負担した場合、これらは間接的に支給された給与とみなされるので、課税義務が生じる。したがって、親会社からの出張としてモンゴルに滞在する場合には、出張費用は親会社により負担させることが望ましい。
- ✓ 外資企業において実際に事業活動を行っているか否かに関わらず、最低1人の人材に対して社会保険料及び個人所得税の納付実績を形成しておくことが望ましい。これは、将来ビザ更新を行う際、生産手続きを行う際などに必要となる場合があり。

## 1.3. 労働問題

### 1.3.1. 関連法令

- 労働法
- 外国人の法的地位に関する法律
- 労働力の移動に関する法律
- 外国人労働者・専門家受入れに関する法律
- モンゴル国ビザ発給規程
- 就労許可発給および職場手数料免除に関する政府決議
- 当該年度の外国人労働者数および割合を定める政府決議
- 社会保険一般法

### 1.3.2. ビザおよび在留許可

モンゴル国で就労するためには、就労目的であるCビザを取得する必要がある。取得手続きは以下のとおりである。

- a. 会社は、モンゴル国労働福祉総局から招聘状を取得する。
- b. 招聘状取得後、出入国在留管理局に必要書類を提出し、Cビザ許可を取得する。
- c. ビザ許可取得後、実際にビザの発給（査証貼付）を受ける。ビザは、a) 在外モンゴル国外交代表部、b) 国境検問所、またはc) 空港において取得可能である。なお、ビザ取得場所を変更する場合は、ビザ許可を再度申請する必要があるため注意が必要である。
- d. このようにCビザを取得してモンゴル国に入国した後、基本就労許可を申請する。申請の前は、管轄の区・郡の保健センターにて健康診断および検査を受け、医師の診断書を取得する。保健センターは待ち時間が長い場合が多く、診断書取得に時間を要する可能性がある。そのため、事前に日程を見積もり、予約を行うことで期限内に書類提出ができるようにする必要がある。



- e. 外国人は、モンゴル国に入国した後、モンゴル国入国後 21 日以内に在留カードの発給を申請する。在留カードの期間は、支払った職場手数料の月数に応じて決定される。

#### 1.3.3. 職場手数料

会社（招聘機関）は、外国人がモンゴル国で就労する期間に応じて、最低賃金の 2 倍に相当する金額を月額基準で算定し、前払いしなければならない。現在の基準では 1,584,000MNT である。

#### 1.3.4. 税金および社会保険料

就労目的で入国する外国人は、企業と労働契約を締結すべきである。そのため、毎月の給与から個人所得税および社会保険料が必ず源泉徴収される。

#### 1.3.5. 留意事項

- モンゴル国の労働法は、日本の制度と一部異なる点がある。そのため、就業規則および労働契約がモンゴル国の法令に適合しているかを確認したうえで承認する必要がある。
- 職場は、従業員の国籍や文化的背景に関わらず、平等かつ差別のない労働環境を整備する必要がある。
- 遅刻や勤務時間管理などについては、交通渋滞、気象条件、伝統的な考え方、文化の違いなどにより誤解が生じることがある。そのため、文化的およびビジネス慣行の違いを統一するために、統一的な研修やセミナーを実施することが望まれている。

### 1.4. 契約締結

#### 1.4.1. 関連法

- 民法
- 公証人法
- 電子署名法

#### 1.4.2. 契約締結

- 電子契約・電子合意が認められているため、電子契約を締結することが可能である。デジタル署名を発行する 4 社のいずれかからデジタル署名を取得すれば、どこでもデジタル署名を使用して契約を締結できる。
- ただし、契約によっては、公証人による認証が必要となる場合がある。そのような契約については、公証人に直接出向くか、代理人を通して認証を受ける必要がある。



#### 1.4.3. 留意点

- ✓ 独立した商法はない。商取引関係は、民法と会社法などによってのみ規制されている。民法は13種類の記名契約を規定している。その他の種類の契約についてはあまり整備されていない。
- ✓ また、司法実務では、当事者間の合意よりも法律の条項が重視される。法律で規定されていない事項についてのみ、当事者間で合意された条件が考慮される。

### 1.5. 許可

#### 1.5.1. 関連法令

- 許可法

#### 1.5.2. 許可の種類

	普通許可	特別許可
発給期間	最長3年	最長5年
許可発行手続き	必要書類がすべて提出された場合、許可は5営業日以内に審査される（5営業日の延長が可能です）。	必要書類がすべて提出された場合、許可は10営業日以内に審査される（5営業日の延長が可能です）。
許可の延長	認可機関は、許可の有効期限の45日前までに許可保有者に許可の延長を通知するものとする。許可保有者は、許可の有効期限の30日前までに許可の延長申請書を提出するものとする。	

#### 1.5.3. 許可の種類の数

- 環境 - 31
- 銀行および非銀行金融サービス - 38
- 建設、都市開発、公共事業 - 22
- 道路および交通 - 12
- 金融、経済、税関、投資 - 12
- 文化および教育 - 12
- 鉱業および重工業 - 30
- 通信および情報技術 - 15
- 雇用活動 - 1
- 法律およびその他の一般事項 - 13
- 食品、農業、軽工業 - 14
- 保健 - 20

### 1.6. 税務、監査

#### 1.6.1. 関連法令



外貨企業がモンゴルで事業を営む場合、税務、財務会計、報告に関して以下の法律および規制が適用される。

- 会計法
- 監査法
- 一般税法
- 法人税法
- 個人所得税法
- 付加価値税法
- 関税および通関手数料に関する法律
- 首都税（首都で営業するホテル、リゾート、レストラン、バー、およびあらゆる種類のアルコール飲料とタバコの販売サービスが対象）
- 物品税（輸入または国内生産時に課される一回限りの税金で、あらゆる種類のアルコール飲料、タバコ、ガソリン、ディーゼル燃料、乗用車、菓子、砂糖代替品を含む様々な飲料、水が含まれる）
- 自動車および自走車両税に関する法律（企業が自社名義の自動車を所有している場合、毎年税金を納付する）
- 不動産税に関する法律（企業が自社名義の不動産を所有している場合は毎年納税しますが、建設・売却する場合は一括納税となる。）
- 鉱税法（鉱業分野で事業を行っている場合は、AMNAT が納税する。）
- 大気汚染税、水道使用料、廃棄物処理料など（認可された活動に応じて税務当局を通じて納税する。）

#### 1.6.2. 外資企業の提出すべき税務申告書、社会保険申告書の種類

申告書の番号	申告書の種類	申告期限	率	説明
財務報告書	電子財務報告書	7月20日と2月10日まで	非課税	外資企業は財務報告書の監査を受ける必要がある
TT-02	法人所得税	四半期ごと（翌月20日）、年度末（2月10日）	年間所得が3億トゥグルグまでは1% 60億トゥグルグまでは10%。超過分は25%。	所得の種類に応じて割引または免除が適用される。
TT-03	付加価値税	毎月10日まで	10%。	物品、工事、およびサービスの販売価格に適用される
TT-11	給与所得からの源泉徴収申告書	四半期ごと（翌月20日）、年度末（2月10日）	10%-20%	月給1,000万₮まで10%、1,000万₮～1,500万₮まで



				15%、1,500万 $\text{円}$ 超 20%
TT-12 TT-13	源泉徴収税	所得移転後 10 日 以内	20%	配当金、利子、ロ イヤリティ
TT-28	首都税申告 書	毎月 10 日以内	1%	ホテル、レストラ ン、酒類、タバコ の売上
HD-7 HD-8	社会保険	毎月 5 日以内	雇用主 12.5～ 14.5%、 従業員 11.5%	合計 24% – 26%

### 1.6.3. 監査

- 外資企業は財務諸表に対して年 1 回独立監査企業の監査を受けるべき。
- 監査報告書に基づき、年次財務諸表は正式な依頼なしに 1 回修正することができる。
- 監査プロセス中に作成される「慣例者へのレター」は、財務の安全性と内部統制の最適化に関する専門的なアドバイスを提供するため、企業の財務規律を強化する上で重要である。

### 1.6.4. 留意事項

- モンゴルでは、従業員の賃金、特に休暇手当と休暇の権利の計算との関係は、労働法および特別規則で詳細に規定されている。日本の投資家は、自国の経験に基づいて判断を下すと、国内法と矛盾し、結果として従業員との誤解を招くリスクがある。
- 不適切な契約を締結すると、税務リスクを招く可能性がある。そのため、取引の性質によっては、どのような契約を締結すべきかについて事前に会計士に相談する必要がある。
- 食品製造・商社として、仕入先からの請求書が届くとすぐに入金・振込を行ってしまうことが多い。「納品書」では、どのような数量、価格、どのような物品が供給されたかを確認していない。すると、実際に供給された物品の数量と価格が月末に提出された請求書と一致していないことが生じる。
- 海外に輸出されたサービスに対する支払い、または日本からのサービスに対する支払いは、VAT が免除される。しかし、このことを知らずに「VAT 込みで代金を支払った」「VAT 込みで請求を受け、契約を締結した」というケースがある。

## 1.7. 不動産

### 1.7.1. 建物・物件の売却

- 外国人、外国法人、および外資企業は、建物および不動産を購入する権利を有する。この際、不動産売買契約が締結され、土地登記所に登録され、不動産の所有権証明書が取得される。



- 毎年、不動産税の支払い義務が発生することにご注意ください。

#### 1.7.2. 土地の売却

- 不動産は土地と密接に関連しているが、外国人および外国法人は土地を購入することはできない。土地を使用することしかできない。
- 土地には、土地所有権、土地占有権、土地使用権の 3 つの権利がある。モンゴル国籍者だけは土地を所有する。モンゴル法人は土地占有権を取得する。外国法人および外国人は土地使用権を取得する。
- 鉱山の場合は特別である。

### 1.8. 外国投資会社の清算

#### 1.8.1. 関連法令

- 法人国家登録法
- 会社法

#### 1.8.2. 清算手続および期間

- 株主総会決議により清算を決定する。決議により清算委員会の委員を任命し、必要な委任状を付与する。
- 清算決議の日から 21 日以内に、モンゴルのいずれかの日刊新聞に公告を掲載する。
- 清算決議の日から 15 営業日以内に、国家登録機関へ書面または電子形式で通知する。
- 裁判所執行機関から、債務の有無に関する証明書を取得する。
- 税務当局に必要書類を提出し、税務調査を受ける。
- 税務調査終了後、監査法人により財務諸表の監査を受ける。
- 印鑑の返却を行う。
- 最後に、清算委員会は決議書を作成し、その他の書類とともに国家登録機関へ申請し、法人の清算を完了させる。

#### 1.8.3. 期間

おおよそ 6 か月から 1 年を要する。

#### 1.8.4. 留意事項

- 税務調査により、未納税額や罰金が課される可能性があるため、注意が必要である。

### 2. 外資企業に関する紛争解決の問題

#### 2.1. 関連法令

- 民事訴訟法
- 刑事訴訟法



- 行政事件訴訟法
- 刑罰犯罪事件訴訟法
- 仲裁法
- 調停法
- 判決執行法

## 2.2. 紛争解決期間

- 通常裁判所
- 簡易裁判所
- 仲裁センター
- 投資紛争解決センター
- 調停センター

## 2.3. 事例

### 2.3.1. 税務紛争

外資企業とモンゴル国内法人の間にライセンス売買契約には「価格に VAT（付加価値税）が含まれているかどうか」の記載がなかった。

買主は契約の契約価格に定めた金額を支払ったが、後ほど売主から「追加の 10% の付加価値税の金額も追加で支払う」よう求められた。

モンゴルの消費税法には詳細な規定があり、消費税の免除、源泉徴収者の義務などを確認する必要がある。これが具体的な契約書に反映されていない場合、契約価格と契約の費用をめぐる紛争が発生する。

### 2.3.2. 契約の解除に関する紛争

外資企業の本部は、加盟店に対して、「契約書に定められたモンゴルの法律を厳格に遵守する義務を履行しなかったため、契約を早期に解除するよう」求めた。加盟店の法人税（CIT）に対する負債が 1 億 3000 万ルピーに達し、1 年間未払いであったためである。

モンゴル国内法人の加盟店は、「納税義務の有無は当社の問題でありリスクであり、本部には損害を与えておらず、フランチャイズ料も定期的に支払っているため、契約を解除することは不当である」と主張した。

一方、本部は、「モンゴル税法上、納税義務は法的義務であり、この義務を履行しないことは契約書に定められた上記義務に違反するものであり、フランチャイズ契約において最も重要な問題はブランドである。納税義務の不履行はモンゴル企業の問題ではあるが、フランチャイズ契約に基づいて取得したブランドの評判に悪影響を与える」と主張した。仲裁審問中に、当事者は和解に達した。

### 2.3.3. 軽犯罪事件



モンゴルでは、外国人に関する交通事故が発生するケースがある。現地の道路には穴があいているため、外国人が他の車、ラクダ、馬、家畜との衝突などの事故で加害者となり、責任を負うケースがあるので、ご注意ください。損害賠償や罰金が課される場合もある。

#### 2.3.4. 刑事事件

外資企業の投資家に関しては、詐欺や横領事件が発生することがある。外国人とモンゴル人の間に「自動車贈与契約書」は必ず公証人の認証が要求されている。モンゴルの公証役場の方では、取引の一方は外国人である場合は必ず通訳者を参加させ、通訳者のサインをも取っている。しかし、本件の場合、通訳者が取引認証後に来て、サインをして帰っていました。外国人は知らずに自動車売買契約書にサインしていた。

また、別のケースであるが、外資企業の社長はモンゴル人従業員に信頼していたため、会社のカードを引き渡し、購入を頼んでいた。しかし、3ヶ月後「現金出納帳」を確認した結果、記録されていない購入額は約5,000万トゥグルグに上り、そのうち2,600万トゥグルグを個人的に使用したことを認めた。そのため、会社は警察に「横領」の罪で告訴した。

#### 2.5. 留意事項

- ✓ 商法がないから、具体的な規定が存在しない。そのため、契約書の中では明確な、具体的な合意を入れることが重要である。
- ✓ 外資企業は契約上の紛争を仲裁によって解決することに高い関心を持っている。しかし、仲裁人が少ないため、仲裁事件の解決は遅れている。仲裁人は高額の紛争に適しているが、少額または小規模の紛争の場合は、通常の裁判所の方が迅速に処理している。
- ✓ 取引を行う際には、母国語で契約書を読み、確認する必要がある。公証人による取引に署名する際には、通訳を同伴する。

以上

#### ALISON & KATE PARTNERS

住所：ウランバートル市、チンゲルテイ区、第5ホロー、Pearl tower Aブロック 902号

Web: [www.akp.mn](http://www.akp.mn)

E-mail: [contact@akp.mn](mailto:contact@akp.mn)

Tel: 7704-1414, 80130414